

DV—ひとりで悩んでいませんか

DV(ドメスティック・バイオレンス)は配偶者やパートナーなど親密な関係にある、またはあった相手から振るわれる暴力です。

DV被害、あなたのこともしれません

新型コロナウイルス感染症の影響により、DV被害の増加や深刻化が懸念されています。4月に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談は、前年同月より約3割増加。休業等に伴う収入減少に対する生活不安や在宅時間が長くなったことによるストレスの増加などが要因と考えられています。

DVには身体的暴力だけでなく、さまざまな形態(下図参照)があり、誰でも被害を受ける可能性があります。しかし、暴力で支配される関係は対等とは言えず、どのような理由があっても暴力を受けていい人はいません。

「私が悪いから」と自分を責めたり、「家庭内のことだから」と我慢したりしていませんか。日常的な暴力によって、つらいという感情に気付けなくなっている場合もあります。配偶者やパートナーとの関係に恐怖や息苦しさを感じたら、それはDVかもしれません。

抱え込まずに相談を

繰り返し返されるDVは、身体的に傷つくだけでなく、自尊心が傷つき無力感に陥るなど、精神的にも深刻な影響をもたらします。DVは重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。つらいと感じたらひとりで抱え込まず相談してみてください。話をすることで、気持ちが落ち着き、解決の糸口が見つかることもあります。

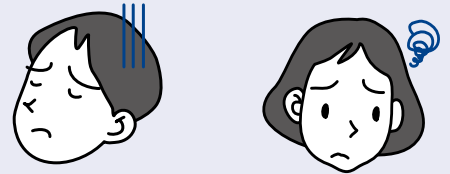
市では、電話や面接でDVに関する相談を受け付けています。専門の相談員が、相談者に寄り添いながら一緒に考え、課題解決に向けた整理をお手伝いします。また、悩みや不安を抱える男性を対象とした電話相談も実施しています。

なお、DVにより身に危険が迫る場合など、緊急時には迷わず110番通報をしましょう。

誰もがDVにおびえることなく、その人らしく安全に暮らす権利があります。相手との関係に不安を感じたら、ためらわずに相談してみませんか。

これってDV？

配偶者やパートナーの機嫌をうかがって神経を張りつめて生活していませんか。相手の言動に違和感を感じたことはありませんか。



—さまざまな暴力の形態—

身体的暴力

- ・殴る、蹴る
- ・物を投げつけるなど

精神的暴力

- ・大声で怒鳴る
- ・無視をする
- ・人格を否定するなど

経済的暴力

- ・生活費を渡さない
- ・ギャンブルで浪費するなど

性的暴力

- ・性行為の強要
- ・避妊に協力しないなど

社会的暴力

- ・友人等との付き合いを制限する
- ・行動を監視するなど

子どもを利用した暴力

- ・子どもの前で暴力を振るう、相手の悪口を言うなど

DVは複数の暴力が重なって起きたり、暴力が繰り返されるうちにエスカレートしたりする場合があります

この特集に関するお問い合わせは、男女共同参画課 ☎214・6143、FAX214・6140

悩みを相談してみませんか

☆秘密は守ります
☆相談は無料です

◆緊急時は迷わず「110番」を！

※①女性への暴力相談電話 ☎268・5145

- 日時＝(月)～(金)9:00～17:00 (火)は19:00まで

※②エル・ソーラ仙台「女性相談」

【電話相談】 ☎224・8702

- 日時＝(月)・(水)～(土)9:00～15:30 (休館日を除く)

【面接相談予約】 ☎268・8302

- 日時＝(月)～(土)9:00～17:00 ((火)は21:00まで。休館日を除く)

※③期間限定「男性のための電話相談」 ☎302・6158

- 日時＝令和3年2月26日までの毎月第2・4金曜日(7月24日を除く) 18:00～21:00 ●男性相談員が対応
- ※①②③いずれも祝休日、年末年始を除く

※内閣府「DV相談+ (プラス)」 ☎0120・279・889

- 電話相談(24時間受け付け) ●メール・チャット相談も行っています。詳しくはホームページ (<https://soudanplus.jp/>) をご覧いただくかお問い合わせください